

2 文科教第 5 号
令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
専修学校を置く国立大学法人の長 殿
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
浅田和伸

(印影印刷)

専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）における授業の開始等に際して御留意いただきたい事項について、令和 2 年 3 月 24 日付総合教育政策局長通知「令和 2 年度における専門学校等の授業の開始等について」をもってお知らせしたところです。

同通知では、専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方についてお示ししたところですが、その後の感染の拡大の状況等を踏まえて、より具体的な検討の基準をとりまとめましたので、各専門学校等におかれましては、以下の事項について十分御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 生徒又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

生徒又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。

※学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

（臨時休業）

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 当該感染者の症状の有無

- 厚生労働省ホームページによれば、新型コロナウイルスについては十分解明されていないこともあるものの、通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、他者へウイルスを感染させる可能性は、症状が最も強く表れる時期に最も高くなるとされています。（なお、専門家会議の見解によれば、8割の人は他人に感染させていないと考えられています。）
- このため、臨時休業の実施の判断にあたっては、症状が出た状態で登校していたかどうかについても判断の材料になると考えられます。

イ. 学校内における活動の態様

- 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

ウ. 接触者の多寡

- ・ 上記「イ.」と同様，不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから，接触者の多寡を確認します。

エ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において，感染者が出ていない場合や，地域における感染経路がすべて判明していて，学校関係者とは接点が少ない場合などには，学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合，学校内で感染した可能性もあり，臨時休業を実施する必要性は高まります。
- ・ 一方，感染経路が家庭であることが判明している場合や，学校外で感染したことが明らかであって，他の生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には，学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

カ. その他

- ・ 新型コロナウイルスは未知のウイルスであり，現時点で明らかになっていないことも多いこと，また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから，感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性，実施する場合の規模や期間について，衛生主管部局と十分に相談の上，検討してください。
- ・ なお，臨時休業の実施の判断に当たっては，遠隔授業の活用を検討していただき，その結果，自宅における遠隔授業の実施が可能である場合には，そもそも，当該授業科目に係る学校の活動については，臨時休業の必要性はないものと判断できる可能性があります。当該授業の具体的な実施形態（一部の生徒に対しては，教室における対面授業を行う等）によっては，更に学校内における感染が拡大する可能性もあることから，当該授業も含む臨時休業の実施に係る具体的な判断に当たっては，都道府県等の衛生主管部局と相談していただくようお願いいたします。

2. 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方について

現在、地域によっては、感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」を次のように示しております。

①「感染拡大警戒」地域

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。
- 帰国者・接触者外来の受診者などの指標についても、一定の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

このような地域においては、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底する観点から、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要がありますと考えられます。

1) 学校運営上の工夫について

専門学校等への通学にあたって、電車や路線バス等の公共交通機関による通学をしている学生が多い場合には、通学中に生徒に感染が生じたり、生徒から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、公共交通機関による通学をしている生徒が多い専門学校等においては、たとえば、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を遅らせることや遠隔授業の活用について検討するなど、生徒の通学を介した感染の拡大防止についても、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

同様に、公共交通機関による通勤をしている教職員が多い専門学校等においても、在宅勤務や時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。なお、遠隔授業を教員が自宅において実施することは、対面授業に相当する教育効果が認められる場合には、法令上可能であることを申し添えます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）で示された見解に基づき対応することとなります。

3. 感染拡大防止のための適切な注意喚起・情報提供について

令和2年3月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学生への周知徹底について（依頼）」において依頼している通り、在籍生徒に対し、臨時休業を行うか否かに関わらず、夜間も含め、密閉空間、密集場所、密接場所の3つの条件が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、生徒等に適切に注意喚起を行うとともに、新たな海外渡航の自粛、及び、検疫強化対象地域から帰国した場合の14日間の待機要請等について、適切に周知徹底を行うようお願いいたします。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

Ⅱ.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。(下線は文部科学省)

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2939